

佐賀県公報	
目 次	規 則
(◎印は、県例規集に登載するもの)	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○都市計画事業変更の認可	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○大規模小売店舗の変更に関する公示	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○大規模小売店舗の新設に係る意見	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○建設業の許可の取消処分	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○県営日南郷地区土地改良事業計画決定	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○県営姉川地区土地改良事業計画決定	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○県営中の川内(下)地区土地改良事業計画決定	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○上場Ⅲ期地区釜蓋換地区換地計画	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○上場Ⅳ期地区滝の上換地区換地計画	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○上場Ⅳ期地区山の田換地区換地計画	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○上場Ⅳ期地区釜蓋換地区換地計画	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
○漁業法に基づく公聴会の開催	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
海区漁業調整委員会事項	○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (四六・道路課) 一
(公 告) 六	(公 告) 六

公布された規則のあらまし

○佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第四六号)

1 電気通信事業法の改正に伴い、引用語句を改めることとした。(第一条関係)

佐賀県公報

平成16年
7月7日
(水曜日)
第 12477号

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。
佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年七月七日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第四十六号

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則 (昭和二十八年佐賀県規則第十号) の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)

第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者の設けるものに限る。)及び水道の各戸引込地下埋設管」を「及び水道の各戸引込地下埋設管(電気通信にあっては、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第四百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成十六年七月七日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

三輪町
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

11 都市計画事業の種類及び名称

川副都市計画公園事業 四・四・一号 佐野記念公園

11 事業施行期間

平成十三年八月二十九日から

平成十七年三月三十日まで

四 事業地

(変更後)

午前10時から午後10時まで

(変更前) 午前9時30分から午後7時まで (有限会社エイト薬局)

午前9時から午後8時まで (サンクスジャパン株式会社の一部)

使用の部分 変更後 佐賀郡川副町大字早津江字札の辻
変更前 佐賀郡川副町大字早津江字札の辻

佐賀郡川副町大字早津江字上新町、札の辻

変更前 佐賀郡川副町大字早津江字上新町、札の辻

佐賀郡川副町大字早津江字元海軍所、惣右衛門町

(3) 変更する年月日
平成16年7月9日

○ 公 取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を総覽に供します。

平成16年7月7日

佐賀県知事 古 川 康

1 大規模小売店舗の変更に関する届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス神埼店

神埼郡神埼町大字城原1256番地1 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(4) 変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

サンクスジャパン株式会社

代表取締役 西 直樹

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

a サンクスジャパン株式会社

代表取締役 西 直樹

佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

b 株式会社オーエムツーミート

代表取締役 大越 勤

東京都港区芝大門二丁目4番7号

c 有限会社味の中島屋

代表取締役 中島 政則

佐賀郡大和町大字久池井2164番地

d 石田 清則

佐賀郡大和町大字松瀬2597番地1

e 有限会社エイト薬局

代表取締役 江口 晃

神埼郡三田川町大字田手1590番地

イ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,923平方メートル

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の位置及び収容台数

屋外平面駐車場 (敷地北側) 35台

屋外平面駐車場 (敷地北西側) 60台

立体駐車場 1階 (敷地南東側) 40台

立体駐車場 2階 (敷地南東側) 72台

計 207台

(イ) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の設置なし

(ウ) 荷さばき施設の位置及び面積

A棟東側 43.2平方メートル

(エ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟東側 6.6立方メートル

A棟東側 9.0立方メートル

B棟東側 7.2立方メートル

計 22.8立方メートル

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所 建物敷地北側及び西側

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成16年6月14日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成16年7月7日から

平成16年11月6日まで

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に到着するよう提出してください。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、唐津市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要は次のとおりです。また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成16年7月7日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

	ヤマダ電機テックランド唐津店	被処分者の商号又は名称及び主たる営業所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日
2 届出の内容	唐津市大字和多田西山4475番地1 外				
3 大規模小売店舗の新設					
3 意見の概要					
(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要					
ア 市町村名	唐津市				
イ 法第4条「指針」に係る意見					
意見なし					
(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要					
意見の提出なし					
4 意見書の縦覧					
(1) 縦覧場所	佐賀県農林水産商工本部商工課				
(2) 縦覧期間					
平成16年7月7日	平成16年4月5日	溝口建設 杵島郡白石町今泉 1768番地7	溝口 繁春 佐賀県知事許可 (般-14) 第1619号	土木一式工事業、 とび・土工工事業 及び舗装工事業に 関する一般建設業 の許可	平成16年3月 8日
平成16年4月7日	平成16年4月19日	有限会社大伸建設 佐賀市久保東町下和泉800番地1	竹下 伸夫 佐賀県知事許可 (般-12) 第9596号	塗装工事業に関する一般建設業の許可	平成16年3月 8日
平成16年4月28日	平成16年4月28日	株式会社内田製作所 佐賀市高木瀬西六丁目1番10号	内田 公向 佐賀県知事許可 (般-11) 第7316号	管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可	平成16年4月 2日
平成16年4月28日	平成16年4月28日	福井トーヨー住器株式会社 武雄市朝日町甘久 3520番地1	福井浩二郎 佐賀県知事許可 (般-12) 第6467号	建築一式工事業、ガラス工事業、内装工事業及び建工事業に関する一般建設業の許可	平成16年4月 16日
建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。	平成16年7月7日				
佐賀県知事 古川 康					
平成16年4月28日	平成16年4月28日	福栄ハウジング株式会社 唐津市材木町2182番地	福井浩二郎 佐賀県知事許可 (般-14) 第584号	建築一式工事業に関する一般建設業の許可	平成16年4月 16日
平成16年5月17日	平成16年5月17日	有限会社江原建設 藤津郡太良町多良 1417	江原 武治 佐賀県知事許可 (般-12) 第2355号	土木一式工事業に関する一般建設業の許可	平成16年4月 16日
平成16年5月17日	平成16年5月17日	株式会社戸川組 東松浦郡厳木町中島	戸川 康光 佐賀県知事許可	造園工事業に関する一般建設業の許可	平成16年4月 19日

	1569番地 1 (般-13) 第4106号	可		佐賀県知事 古川 康
平成16年 5月21日	日高建設株式会社 鹿島市浜町甲4114番 地	日高 君子 佐賀県知事許可 (般-11) 第3763号	とび、土工工事業、 石工事業、舗装工 事業、しゅんせつ 工事業及び水道施 設工事業に関する 特定建設業の許可	平成16年 5月 17日
平成16年 6月 8日	株式会社有明建工 佐賀市鍋島四丁目 2 番17号	中島 瞿志 佐賀県知事許可 (般-11) 第5271号	屋根工事業に関する一般建設業の許可	平成16年 4月 7日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）日南郷地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7月 7日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備）日南郷地区の土地改良事業計画書の写し

し

2 縦覧の期間

平成16年 7月 8日から平成16年 8月 5日まで

3 縦覧の場所

西有田町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（ため池等整備）中の川内（下）地区の計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7月 7日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（ため池等整備）中の川内（下）地区の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 7月 8日から平成16年 8月 5日まで

3 縦覧の場所

西有田町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帶総合整備）上場Ⅲ期地区金蓋換地地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7月 7日

佐賀県知事 古川 康

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（一般農道整備）姉川地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 7月 7日

1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場Ⅲ期地区金蓋換地区換地計画書 の写し	佐賀県知事 古川 康
2 縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日	書の写し
3 縦覧の場所 北波多村役場	縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日
	3 縦覧の場所 唐津市役所
	玄海町役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場IV期地区滻の上換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月7日

佐賀県知事 古川 康

平成16年7月7日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場IV期地区滻の上換地区換地計画書 の写し	佐賀県知事 古川 康
2 縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日	書の写し
3 縦覧の場所 玄海町役場	縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日
	3 縦覧の場所 玄海町役場

1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場IV期地区金蓋換地区換地計画書 の写し	佐賀県知事 古川 康
2 縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日	書の写し
3 縦覧の場所 玄海町役場	縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日
	3 縦覧の場所 玄海町役場

1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場IV期地区金蓋換地区換地計画書 の写し	佐賀県知事 古川 康
2 縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日	書の写し
3 縦覧の場所 玄海町役場	縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日
	3 縦覧の場所 玄海町役場

1 縦覧に供する書類 県営土地改良事業（畑地帯総合整備）上場IV期地区山の田換地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。	佐賀県知事 古川 康
2 縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日	書の写し
3 縦覧の場所 玄海町役場	縦覧の期間 平成16年7月8日から平成16年8月5日
	3 縦覧の場所 玄海町役場

1 縦覧に供する書類 漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、松浦海区における	○ 沖ノ瀬糸鰐釣糸取扱い規則
2 縦覧の期間 平成16年7月7日	縦覧の期間 平成16年7月7日
3 縦覧の場所	縦覧の場所
	漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定により、松浦海区における

ける漁業の免許について、次のとおり公聴会を開催する。

平成16年7月7日

松浦海区漁業調整委員会

会長 渡邊松吉

第12477号

平成16年7月7日(水)

7

1 日時

平成16年7月12日(月) 14時

2 場所

唐津市海岸通り7182番地217

佐賀県玄海漁業協同組合連合会 大会議室

3 議事

共同漁業権「松共第21号」に係る漁業免許の内容たるべき事項、免許予定期間並びに関係地区について

4 漁場計画の内容

松浦海区漁業調整委員会事務局(佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県生産振興部水産課内)において閲覧に供する。

5 公聴会において意見を述べようとする者(以下「公述者」という。)の範囲

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) 漁業協同組合関係者

(5) その他利害関係のある者

6 公述者の注意事項

(1) 公述者は、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で平成16年7月9日までに松浦海区漁業調整委員会事務局に提出しなければならない。

(2) 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

(3) 公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提示しなければならない。

(4) 公述者の発言は、その意見を聽こうとする事件の範囲を超えてはならない。

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十六年七月七日印刷及び発行
佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発行定日 毎週月水金曜日
西 部 印 刷 企 画 (株) 日